

地方税法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

目次

○地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）……………1

<p>改正後</p>	<p>附則 （軽油引取税の課税免除の特例） 第十条の二の二 略 2～10 略 11 法附則第十二条の二の七第六項に規定する政令で定める国際約束は、次のおりとする。 一～五 略 六 日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定</p>
<p>改正前</p>	<p>附則 （軽油引取税の課税免除の特例） 第十条の二の二 略 2～10 略 11 法附則第十二条の二の七第六項に規定する政令で定める国際約束は、次のおりとする。 一～五 略</p>